

全国初の取組！

「志木市後見ネットワークセンター」開所式の開催について

志木市では、法の趣旨に基づく新たな体制として、全国に先駆けて、後見制度の利用促進を図るための「志木市後見ネットワークセンター」を開所します。

この取組は、認知症高齢者や障がい者などの増加を踏まえ、今後、後見制度の利用が必要な人の急増が見込まれることから、平成28年5月に国が「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村の必要な役割等を定めたことに伴い、平成29年4月に制定しました「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」に基づき、開設するものです。

本市は、これまでの「志木市成年後見支援センター」に新たな機能を拡充し、リニューアルするとともに、市が中核機関として、家庭裁判所や県との連携強化を図ってまいります。

● 開所式

1 日時・場所

平成30年4月2日（月） 午前8時15分～
志木市役所 1階 後見ネットワークセンター

2 開所式内容

主催者、来賓あいさつ、テープカット ほか

● 「志木市後見ネットワークセンター」の概要

1 相談窓口開所日時

- ・月～金曜日の午前9時～午後5時 福祉専門職による相談
- ・火、金曜日の午後1時～午後5時 司法専門職による相談
- ・相談無料

2 後見ネットワークセンターの主な業務内容

- (1) 認知症高齢者や知的・精神障がい者、子どもの後見制度の利用に関する支援
- (2) 後見制度の広報や啓発、相談支援
- (3) 親族後見人への相談支援及び市民後見人の養成並びに支援

3 これまでの取組との主な変更点

- (1) 福祉専門職に加え、司法専門職による親族後見人を含む相談支援の体制強化
- (2) 市民後見人に加え、新たに親族や法人、専門職後見人等の推薦による制度利用の支援
- (3) ネットワークを生かした後見ニーズの把握と、チーム体制による後見活動の支援

記者発表資料

平成30年3月27日

担当者／健康福祉部 長寿応援課

権利擁護グループ

主席専門員 吉田 恵子

電話番号／048-473-1111

内線2421

志 木 市